

# 【声明】大垣警察市民監視違憲訴訟控訴審 画期的な判決！

## ～ 公安警察に法の網を ～

### 1 原告の請求が認容された

本日、名古屋高等裁判所民事第2部（長谷川恭弘裁判長）は、大垣警察市民監視違憲訴訟の控訴審において判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。

本件は、公安警察が一审原告らの個人情報収集・保有し、更にはシーテック社に提供していたことに対し、一审原告らは、①公安警察が原告の個人情報を収集・保有したことは違法であること、②収集した個人情報を提供したことは違法であること、③収集し保管している個人情報を抹消することを求めていたものである。

本判決は上記①②について、一审原告ら各人への慰謝料・弁護士費用として110万円全額の損害賠償請求を認容した。また、③のうち議事録に出てくるものとして保有していることが明らかな情報について抹消請求を認容した。

### 2 情報収集の違法性が認定された

本判決が情報提供行為を違法と断じ、これが人格権としてのプライバシーに対する悪質な侵害であることを認めたことは、市民のプライバシーに何ら配慮しない警察の活動に対する抑止力になりうるものであり、原審である岐阜地方裁判所の判決（以下「原判決」）と同様に大きな意義がある。

さらに本判決は、一部の個人情報についてはあるが、情報収集行為及び情報保有行為の違法性を明確に認めた。原判決を不服として控訴した一审原告らの思いに真正面から応えて頂いた。本判決は、憲法13条に基づく個人に関する情報を承諾なくみだりに収集等されない自由及びその重要性や収集された情報の私事性、秘匿性を肯定したうえで、被告らは、十分な訴訟活動を放棄していたことを言及しながら、情報収集・保有の目的は、違法なものであるとし、少なくとも明らかに社会的相当性を欠いたものであって、その必要性については論ずるまでもないと言及している。

### 3 抹消請求が認められた

原判決は「保有している原告らの情報が特定できていない」として抹消請求を却下したが、本判決は違法に収集した一审原告らの個人情報を保有し続ける不当性を認め、一审被告県に対し、個人情報の抹消を認めている。警察の保有する個人情報の抹消請求を認め、一审原告らの実効的な権利救済を認めた点は高く評価すべきである。過去に判例が見受けられない、まさしく画期的な判決である。

### 4 判決を踏まえて - 公安警察に法の網を

一审被告県には、本判決を受け入れ、直ちに一审原告らの個人情報を抹消するよう、強く求める。

従前より警備公安警察は、犯罪捜査とは無関係に市民の個人情報を収集・保有して、第三者への提供などの利用に供することを、その主要な活動として行ってきた。これに対する法的な根拠も規制も存在せず、無制限、無制約に行われてきたという実態がある。市民

のプライバシーを侵害するだけでなく、監視による表現の自由に対する萎縮効果をもたらし、民主政の基盤を脅かすものである。

こうした警備公安警察の活動は、常に秘密裏に行われてきた。本件は、新聞のスクープによって一審原告らが提訴するに至った極めて特殊なケースである。特殊な条件がなければ司法救済の土俵にも乗らないというのでは、市民の権利・自由は守られない。

本判決を機に、警察による個人情報の扱いを規制する立法の実現に向けた社会的及び政治的な議論が喚起されることを、原告・弁護団は切望するものである。

2024年9月13日

大垣警察市民監視違憲訴訟原告・弁護団